

## 第 15 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 4 年 8 月 10 日 (水)
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1 階会議室
- 3 出席委員 1 番 前 島 慎 也      2 番 飯 村 伸 一      3 番 三 輪      正  
4 番 高 橋      浩      5 番 萩 原 重 信      6 番 池 田      徹  
7 番 磯 部      進      8 番 田 上 光 男      9 番 高 野      濟  
10 番 山 口 和 明      12 番 花 和 清 治      13 番 高 橋 憲 治  
14 番 小 松 與 平  
    《農地利用最適化推進委員》  
13 番 宮 部      誠      14 番 中 村      剛
- 4 欠席委員 11 番 栗 原      茂
- 5 事務局 理事兼事務局長 額 賀      均      課 長 原 田 和 宣  
課長補佐 石 崎 正 顕      主 幹 鈴 木 直 行
- 6 審議議案  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する決定について  
議案第 3 号 非農地証明願の意見の決定について  
議案第 4 号 農地改良協議について  
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について  
報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について  
報告第 4 号 制限除外の農地の移動届の報告について  
報告第 5 号 買受適格証明願の受理決定の報告について  
報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

## 午後 2 時 40 分 開 会

会長) 只今より、第 15 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 13 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、2 番、飯村伸一委員、並びに、3 番、三輪正委員の 2 名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

### 事務局説明

会長) 議案の説明が終わりました。1 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、1 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、2 番及び 3 番については、関連がございますので、一括審議といたします。2 番及び 3 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、2 番及び 3 番については、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、2 番及び 3 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、4 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 1 号 4 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 1 名で約 65 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引

き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 花和委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、4番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、4番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、5番については、現地調査を省略している案件です。5番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、5番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、5番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、6番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者3名で約213アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、栗や柿を栽培する計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、6番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、6番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、6番

について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約10ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後にモリングアを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。7番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、7番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、7番については、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の、議案第1号7件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

#### 事務局説明

会長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、申請地が農地と知らず自宅への進入路として使用しており、始末書付きで転用申請されたもので、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、1番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、1番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現住居の老朽化により、リフォームを計画されておりますが、増築が必要なため申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、2番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、2番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートで生活されておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、3番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、3番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号4番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、借家住まいをされておりますが、手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。次に、5番については、取下げの申請が提出されましたので、議案書より削除願います。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル232枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例に該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。6番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、6番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、6番について、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の6件については、すべて許可するものと決定いたしました。

次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の

説明をお願いします。

事務局)

#### 事務局説明

会長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、23年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 萩原委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、1番について、非農地として証明することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木等が生え、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 三輪委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、2番について、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第3号2件の証明については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号農地改良協議について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

#### 事務局説明

会長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地に盛り土を行ない、今般、高低差を解消して、野菜を作付けする計画です。現地を調査したところ、申請のとおり、必要な改良だと判断いたしました。また使用する土の質についても問題ないと思われます。よって、1番については農地改良協議に同意しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、1番については、農地改良協議に同意することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、1番について、農地改良協議に同意することに決定いたします。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

#### 事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

会長) 議案の説明が終わりました。審議願います。議案第5号について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説



明を願います。

事務局) **事務局説明**

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局) **事務局説明**

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局) **事務局説明**

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局) **事務局説明**

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、買受適格証明願の受理決定の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局) **事務局説明**

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局) **事務局説明**

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これもちまして、第15回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時15分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和4年8月10日

議事録署名人

議長

2番

3番